

第3号議案

令和2年度事業計画の変更

(太字でアンダーラインが主な変更箇所)

事業計画の概要

持続可能な循環型社会実現のため、産業廃棄物処理業は資源循環産業としての役割がますます高まっている。その役割を果たすためには、国際的動向を視野に入れつつ、地に足の着いた事業が求められる。事業推進にあたり注視すべき事項は、前年度に引き続き、国際的な動きとしてのSDGs、資源循環産業として責任、森林大国・日本の特徴、IoTやAIの活用、災害対策への役割などが挙げられる。そして、当面する課題として、中小企業に適用拡大される働き方改革への対応や人材確保、リサイクルの基盤を担う物流改革などに取り組んでいく。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が社会経済に与える影響を見据えていく必要がある。また、廃プラスチックの国内滞留は今も続いている。さらに、従前のバイオマスボイラーの老朽化と新しいFIT発電所の建設による木質チップの需給変化など、木質チップ業界を巡る先行きは依然として不透明となっている。年度末にはFIT制度の自立的な普及に向けた抜本的な見直しも予定されている。

こうした中、連合会としてさらに発展していくには、チップメーカーやチップ需要者など会員相互がそれぞれの立場を活かしつつ、連携を強化して難局に取り組んでいかなければならない。

令和2年度事業においては、広い視野と着実な事業を進めて課題解決に努めるとともに、引き続き「構想を提案する団体」として循環型社会形成の推進に寄与していく。

活動方針及び事業計画

1. 活動基本方針

令和2年度の連合会の活動基本方針は、「展望」、「刺激」、「利点」、「発展」を基本にして取組を進めていくこととする。

- ・展望…ニーズに即した将来像を提案
- ・刺激…地域協会と相互提案型の事業連携を実践
- ・利点…会員や一般に情報を伝えられるシステムを構築
- ・発展…堅固な組織形成と拡大を推進

2. 主な事業計画 事業の総費用…5,485千円

- (1) 木材資源等の再利用に関する出版物、ホームページ等による普及啓発事業
事業費…1,827千円

①ホームページの活用

通常総会、ユーザー懇談会、国との検討会などの資料やそこで交わされた意見を適切に情報提供する。また、地域協会コーナーやFIT関連の事項などを情報提供手段として有効に活用する。

②関係会議や講習会などへの参加

講習会等へ積極的に参加して各方面の情報収集に努め、得た情報を適切に提供する。

(2) 木材資源等の再利用に関する環境保全のための、イベント、セミナー、シンポジウム、講演等の開催事業

事業費…757 千円

①木材リサイクルの推進に向けたセミナー・講演会等の開催

適切な時期を選んだ講演会の開催、東京ビックサイトで開催される「エコプロダクツ」への出展のほか、効果あるイベントに対して積極的に出展する。

②社会貢献・CSR活動

あらゆる機会を捉え連合会組織の事業活動の広報に努めるとともに、連合会会員の協力を得て地域での環境講座や環境活動等へ参加する。また、連合会や地域協会、会員企業が市民に対して木材リサイクルの意義と連合会等の活動を広報するためのツールを検討する。

(3) 木材資源等の再利用に関する技術及び法案整備のための調査、研究事業

事業費…1,357 千円

①調査及び広報活動推進委員会の定期的開催

各種調査の実施、課題の把握、先進事例の視察等を検討する。

ア. 各種調査の活用

毎年度の木質バイオマス需要調査や木質チップ等生産会員実態調査、「建設系廃木材需給調査」等の各種調査を、国や関係団体等に対する、連合会としての情報発信や意見提出の資料として活用する。

イ. 先進地域視察

平成 31 年度の広島県・岡山県の視察に続き、国内の先進事例を調査対象に選定し、現地で視察・確認することにより知見を深める。なお、視察先として、労働安全や異物混入防止、外国人研修生の受け入れなど、業界の課題を踏まえて異分野も候補として考えていく。

ウ. 国への要望

木質資源のリサイクル利用、廃棄物の適正処理、再生可能エネルギーの活用、円滑な事業推進や木質チップの需給等の課題解決のために、必要な法制度の改善や運用の見直しについて、連合会として関係省庁へ効果的な要望を行うため、要望事項について検討する。

- ・ 要望日程 次年度予算編成の始まる 6 月を予定。
- ・ 国への要望行動に続いて、木質チップに係る需給問題検討会を開催する。

②木質リサイクルチップの品質向上と安定供給のための調査

ア. 適合チップ認定制度

木質チップの品質向上と安定供給を目的として、適合チップ認定制度を連合会制度とするための課題について検討を進める。

イ. 品質調査・分析(共販事業)

現在、各協会の会員が委託した品質分析費の10%が連合会の手数料として連合会に還元されており、そのうち5%相当分を、委託した会員の所属する協会へ還元している。比較的安定して委託が行われているものの、今後調査実施企業が増えるよう、引き続き働きかける。

ウ. 木質バイオマス需要調査

マテリアル・サーマルユーザーに対する需要動向調査を行い、結果を適切に公表する。調査項目については時代の動向を踏まえ、適切に加除訂正していく。

エ. 木質チップ等生産会員実態調査及び市場価格実勢調査

木質チップ生産会員に地域ごとの生産量、品目別取扱量、需要先別の生産割合などの調査を行うとともに、木質チップ市場価格実勢調査を行い、結果を適切に公表する。調査項目については時代の動向を踏まえ、適切に加除訂正していく。

オ. 木くずの適正処理の検討

品質向上と安定確保のための必要なコスト増に対応するため、企業努力とともに、廃棄物処理法における排出者責任の強化に対して、会員が受託者としての説明責任を果たすため、適正な処理コストについて関係者の理解を深める。

③再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT制度）への対応

平成24年8月に連合会が「自主行動規範」を策定し、木質バイオマス証明の認定団体となり、連合会会員を中心に多くの事業者認定を行ってきたが、令和2年度も着実に新規および継続認定事務を行う。しかし、発電施設が急激に増加していることもあり、木材資源の適正な需給の確保等、種々の課題が提起されている。これらの課題について、関係する国の省庁や機関と適切な調整を行うとともに、課題対応のための調査、情報提供、研究事業を行う。

また、年度末には同制度の自立的な普及に向けた抜本的見直しが予定されており、この動きを注視していかなければならない。

さらに、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に明記された当地域協会との事前調整を確実にするために適切な情報収集と提供に努める。

ア. 急激に増加しているバイオマス発電所の建設に係る設備認定に対し、「既存事業に影響を及ぼさない」という制度の前提をより厳密に担保するため、連合会として木質バイオマス燃料の調達の可能性について意見を国に具申しているが、個別の申請に対する国の審査過程において、地域の状況に応じた意見が述べられるよう、リアルタイムでの情報把握に努める。

イ. 木質バイオマス発電所の設備認定状況、稼働状況、木質燃料の需給状況の把握、

情報提供に努める。

④大規模災害における災害被災木の活用

各地域協会の災害復旧活動の実績により、前年度、災害被災木の活用について連合会のノウハウを提供するため、国の検討会に参加することとなった。今後も起こり得る災害に関して、これまでの実績を踏まえて、より実践的な取り組みを検討していく。

(4) 木材資源等の再利用を通じた環境保全に関する情報提供事業

事業費…757千円

①ユーザー懇談会の開催

木材資源のリサイクル、各種制度の現状等に関する情報交換、情報提供のため、ユーザー懇談会を開催する。

②会員不在県の解消と会員の拡大

会員不在の北海道、また、会員が1社の北陸の会員増強と新規会員の入会状況を見ながら、今後も、地域協会と協力し、会員不在県の解消や拡大に向け一層努力する。

(5) 木材資源等の再利用に関する活動を行う団体に関する助言、指導又は援助事業

事業費…787千円

①国際交流と人材育成

木質バイオマス事業を推進しようとする関係団体との交流、外国人を含む人材育成に貢献できるよう情報収集及び検討を行う。

②各地域協会との連携

各地域協会の事業活動に協調するとともに、総会等のイベントに参加し会員とのコミュニケーションを図る。

③寄付金の募集

会員各位には、日頃から寄付金の拠出に支援と協力をお願いしているが、令和2年度も引き続き構想を提案する団体としての活動を深めるため、目標金額を前年度同様360万円に設定し支援をお願いする。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総会		28日 @亀戸										
理事会	22日						○					
調査広報委員会			○			○					○	
国へ要望			要望書 提出予定				要望事項まとめ・精査 提出は次年度5～6月					
アンケート調査	4月 価格調査				ユーザー調査 会員調査							
講演会		28日 @亀戸					10月 価格調査					
ユーザー懇談会								○				
需給問題検討会						○						
環境教育 イベント出展									エコプロダクツ			
視察・研修												
その他情報提供等												

第4号議案 令和2年度当初予算の変更
活動予算書

(単位:円)

全国木材資源リサイクル協会連合会

令和2年4月1日から令和3年3月31日

科目	金額		合計
I 経常収益			
※1 受取会費			
正会員受取会費	3,909,000		
賛助会員受取会費	1,224,000		
入会金	0		
受取会費計	5,133,000		
2 受取寄付金	3,600,000		
受取寄付金			
3 事業収益	300,000		
4 その他収益	0		
経常収益計		9,033,000	9,033,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
* 給料手当等	1,170,000		
通動手当等	85,000		
* 法定福利費	20,000		
人件費計	1,275,000		
(2)その他経費			
* 旅費交通費	250,000		
地代家賃	810,000		
* 会議費	500,000		
調査費	500,000		
諸会費	0		
研修費	70,000		
業務委託費	100,000		
広告宣伝費	100,000		
印刷費	500,000		
報償費	0		
HP管理費	900,000		
災害援助費	0		
慶弔費	30,000		
* 消耗品費	72,000		
* 通信費	180,000		
* 備品費	135,000		
* 雑費	36,000		
* 支払手数料	27,000		
その他経費計	4,210,000		
事業費計		5,485,000	
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	130,000		
役員報酬	2,800,000		
通動手当等	65,000		
法定福利費	480,000		
人件費計	3,475,000		
(2)その他経費			
地代家賃	90,000		
会議費	200,000		
消耗品費	8,000		
通信費	20,000		
備品費	15,000		
支払手数料	3,000		
雑費	4,000		
その他経費計	340,000		
管理費計		3,815,000	
経常費用計			9,300,000
当期正味財産増減額			△ 267,000
前期繰越正味財産額			8,885,538
次期繰越正味財産額			8,618,538

*事業費と管理費に按分して計上している

※受取会費については、各地域協会の取扱量と会員数をもとに算出する

【参考資料】

活動予算書事業内訳(令和2年度)

事業別損益の状況

- ①木材資源等の再利用に関する、出版物、ホームページ等による普及啓発事業
 ②木材資源等の再利用に関する環境保全のための、イベント、セミナー、シンポジウム、講演等の開催事業
 ③木材資源等の再利用に関する技術及び法案整備のための調査、研究事業
 ④木材資源等の再利用を通じた環境保全に関する情報提供事業
 ⑤木材資源等の再利用に関する活動を行う団体に関する助言、指導又は援助に関する事業
 ⑥その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(単位:円)

	①	②	③	④	⑤	事業部門	管理部門	合計
I 経常収益								
1. 受取会費	263,600	263,600	263,600	263,600	263,600	1,318,000	3,815,000	5,133,000
2. 受取寄附金	1,296,400	293,400	993,400	493,400	523,400	3,600,000		3,600,000
3. 事業収益		200,000	100,000			300,000		300,000
4. その他収益							0	0
経常収益計	1,560,000	757,000	1,357,000	757,000	787,000	5,218,000	3,815,000	9,033,000
II 経常費用								
(1)人件費								
役員報酬							2,800,000	2,800,000
給料手当	234,000	234,000	234,000	234,000	234,000	1,170,000	130,000	1,300,000
通勤手当等	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	85,000	65,000	150,000
法定福利費	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000	480,000	500,000
人件費計	255,000	255,000	255,000	255,000	255,000	1,275,000	3,475,000	4,750,000
(2)その他経費								
旅費交通費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	250,000		250,000
地代家賃	162,000	162,000	162,000	162,000	162,000	810,000	90,000	900,000
会議費		50,000	150,000	150,000	150,000	500,000	200,000	700,000
調査費			500,000			500,000		500,000
諸会費					0	0		0
研修費	70,000					70,000		70,000
業務委託費			100,000			100,000		100,000
広告宣伝費		100,000				100,000		100,000
印刷費	300,000	50,000	50,000	50,000	50,000	500,000		500,000
報償費						0		0
HP管理費	900,000					900,000		900,000
災害援助費					0	0		0
通信費	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	180,000	20,000	200,000
消耗品費	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	72,000	8,000	80,000
備品費	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	135,000	15,000	150,000
支払手数料	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	27,000	3,000	30,000
雑費	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	36,000	4,000	40,000
慶弔費					30,000	30,000		30,000
その他経費計	1,572,000	502,000	1,102,000	502,000	532,000	4,210,000	340,000	4,550,000
経常費用計	1,827,000	757,000	1,357,000	757,000	787,000	5,485,000	3,815,000	9,300,000
当期経常増減額	△ 267,000	0	0	0	0	△ 267,000	0	△ 267,000

【参考資料】

(単位:円)

収入	R2予算の変更①	R2変更前②	①-②	備考	H31決算
正会員	3,909,000	3,912,000	-3,000		3,804,000
賛助会員	1,224,000	1,080,000	144,000	2社増	1,140,000
入会金	0	0	0		100,000
受付寄付金	3,600,000	3,600,000	0		3,639,000
事業収益	300,000	300,000	0		705,585
その他収益	0	0	0		78
計	9,033,000	8,892,000	141,000		9,388,663
前期繰越額	—	—	—		—
合計	9,033,000	8,892,000	—		9,388,663

支出	R2予算の変更①	R2変更前②	①-②	備考	H31決算
人件費 給与手当	1,300,000	1,800,000	-500,000	執行体制変更	1,700,400
通勤手当等	150,000	230,000	-80,000		228,268
人件費 役員報酬	2,800,000	2,520,000	280,000		2,520,000
法定福利費	500,000	850,000	-350,000		745,157
旅費交通費	250,000	500,000	-250,000		193,957
地代家賃	900,000	900,000	0		748,595
会議費	700,000	400,000	300,000	議事録テープ起こし	496,679
調査費	500,000	577,000	-77,000		323,610
諸会費	0	100,000	-100,000	予定なし	0
研修費	70,000	70,000	0		21,700
業務委託費	100,000	25,000	75,000		0
広告宣伝費	100,000	200,000	-100,000	イベント出展見直し	252,180
印刷費	500,000	150,000	350,000	パンフレット	263,979
報償費	0	0	0		0
HP管理費	900,000	80,000	820,000	CMS変更、運用委託	88,165
災害援助費	0	100,000	-100,000		0
通信費	200,000	170,000	30,000	Pデータ移行なし	268,728
消耗品費	80,000	70,000	10,000		72,152
備品	150,000	50,000	100,000		548,046
支払手数料	30,000	30,000	0		20,956
雑費	40,000	10,000	30,000		36,800
慶弔費	30,000	60,000	-30,000		14,300
			0		0
	9,300,000	8,892,000	408,000		8,543,672

令和2年度正会員年会費の算出

	会員数	取扱量(万t)	今年度会費(千円)	前年度会費	前年度との差額
北日本	69	76	1,027	976	51
関東	67	204	1,529	1479	50
東海	13	60	435	460	(25)
近畿	10	53	364	351	13
中四国	17	14	305	267	38
九州	6	39	249	235	14
協会に所属しない正会員	0	0	0	144	(144)
	182	446	3,909	3,912	(3)

第5号議案

認定特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

地域協会会費の算定方法及び地域協会会費規程の変更

現行の「地域協会会費規程」を踏まえて、地域協会会費の算定方法を次のように変更する。

1. 地域協会会費の算定方法の変更（内容と理由）

- (1) 現行の地域協会会費は、a)前事業年度末日における各地域協会所属の会員数と b)前事業年度1年間の各地域協会が取り扱う木材資源リサイクル製品出荷量の2つの要素を基礎に、一定の計算式によって算出する。
- (2) そのため、各地域協会は年度終了後、会費算定のために前年度出荷量を集計する必要がある。しかし、例年の「木質チップ等生産会員実態調査」でも同様の出荷量を集計している。
- (3) そこで、出荷量は、年度終了後の集計作業を省き、「木質チップ等生産会員実態調査」の協会別取扱数量を用いることとする。
- (4) 但し、この出荷量は前々年度の取扱数量となる。
- (5) したがって、「地域協会会費規程」を踏まえて、前年度の出荷量とするため、翌年度の会費算定で、次回の「木質チップ等生産会員実態調査」の協会別取扱数量を用いて差額を精算する。
- (6) 正会員数は変更しない。

〈計算例〉

1. 令和2年度会費算定…

会員数50社・取扱量80万tとすると、
 $(12 \text{万円} \times 50 \text{社} \times 10.00\%) + A(80 \text{万t} \times 4,000 \text{円}) = 600,000 \text{円} + 320,000 \text{円} = 920,000 \text{円}$

2. 令和3年度会費算定…

- (1) 会員数51社・取扱量82万tとすると、
 $(12 \text{万円} \times 51 \text{社} \times 9.93\%) + B(82 \text{万t} \times 4,000 \text{円}) = 608,000 \text{円} + 328,000 \text{円} = \textcircled{1}936,000 \text{円}$

〈令和2年度精算分〉

$B(82 \text{万t} \times 4,000 \text{円}) - A(80 \text{万t} \times 4,000 \text{円}) = \textcircled{2}8,000 \text{円}$

- (2) 会員数51社・取扱量75万tとすると、

〈令和2年度精算分〉

$C(75 \text{万t} \times 4,000 \text{円}) - A(80 \text{万t} \times 4,000 \text{円}) = \textcircled{3}-20,000 \text{円}$

- (3) 令和3年度会費

82万tの場合… $\textcircled{1}936,000 \text{円} + \textcircled{2}8,000 \text{円} = 944,000 \text{円}$

75万tの場合…①936,000円 - ③20,000円 = 916,000円

2. 上記に伴う地域協会会費規程の変更

(――は削除、太字でアンダーラインが変更箇所)

【 附則1 会費の計算方法および報告確認事項について 】

2. 会費は地域協会の次の a)、b) 各項によって、次項3.の計算式により算出する。

- a) 前事業年度末日における各地域協会に所属する会員数（単位は[人]、以下地域協会員数という）。
 - b) 前事業年度1年間に各地域協会が取り扱う木材資源リサイクル製品出荷量（単位は[万トン]、以下、取扱数量という）。
- 2) ~~地域協会は、前項 a) および b) について、事業年度終了後、2か月以内に連合会に報告しなければならない。~~
連合会は、事業年度終了後、会員数と取扱数量を速やかに地域協会に確認しなければならない。

附則1の改正 令和2年5月29日 2 2)「地域協会は連合会に報告」を「連合会は地域協会に確認」に修正

第6号議案

認定特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会

定款の変更

1. (目的) 第3条のうち、「普及啓蒙」の文言を「普及啓発」に改める。
2. (理事会の開催) 第34条の理事会開催時期を改める。

〈変更内容は太字・一は削除〉

(目的)

第3条 この法人は、環境問題が深刻化する社会状況の中で、企業、地域社会、市民に対して木材の廃棄物取扱ルール・リサイクル・環境保全の**普及啓蒙**普及啓発に関する事業を行い、循環型社会形成の推進に寄与し、もって国民経済の発展、地球環境の保全等、公益の増進に寄与することを目的とする。

(理事会の開催)

第34条 理事会は、~~毎年2月と9月に招集するほか、~~次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事からの招集請求があったとき。

附 則

16 令和 年 月 日改正 第3条 文言の修正 第34条 理事会の開催時期

第7号議案

役員の変更

認定特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

令和2年3月、九州木材資源リサイクル協会会長・副会長の交代に伴い、理事を交代する。

現役員名簿

任期：令和元年6月6日～令和3年6月5日

	役名	会社名	役職	氏名	所属協会及び役職
1	理事	㈱グリーン	代表取締役会長	藤枝 慎治	関東木材資源リサイクル協会 会長
2	理事	㈱クリーンシステム	代表取締役	鈴木 隆	NPO法人北日本木材資源リサイクル協会 代表理事
3	理事	フルハシEPO㈱	代表取締役副社長	山口 昭彦	東海木材資源リサイクル協会 会長
4	理事	木材開発㈱	取締役	鷹野 賢次郎	近畿木材資源リサイクル協会 会長
5	理事	(有)片岡久工務店	代表取締役	片岡 重治	中四国木材資源リサイクル協会 会長
6	理事	中山リサイクル産業㈱	代表取締役社長	中山 智	九州木材資源リサイクル協会 会長
7	理事	遠野興産㈱	代表取締役	中野 光	NPO法人北日本木材資源リサイクル協会 副代表理事
8	理事	仙台環境開発㈱	代表取締役社長	櫻井 慶	NPO法人北日本木材資源リサイクル協会 専務理事
9	理事	㈱タクエイ	常務取締役	粕谷 毅	関東木材資源リサイクル協会 監事
10	理事	岐阜代用燃料㈱	代表取締役	石田 謙治	東海木材資源リサイクル協会 会計監査
11	理事	関西チップ工業㈱	代表取締役	船越 登	近畿木材資源リサイクル協会 副会長
12	理事	ホクザイ運輸㈱	代表取締役	河本 一成	九州木材資源リサイクル協会 副会長
13	理事	認定NPO法人全国木材資源リサイクル協会連合会	専務理事	原 信男	
14	監事	住友林業フォレストサービス㈱	チップグループ主席	矢吹 賢二	関東木材資源リサイクル協会 理事
15	監事	まるふく商事㈱	代表取締役社長	田中 一正	中四国木材資源リサイクル協会 監事

1. 中山智氏の退任にともない、上田恭久氏を後任とする。

上田恭久氏略歴=㈱中央環境(長崎県長崎市)代表取締役社長、令和2年3月、九州木材資源リサイクル協会の会長に就任

就任期日：令和2年5月28日

任 期：令和3年6月5日まで

2. 河本一成氏の退任にともない、小原隆二氏を後任とする。

小原隆二氏略歴=大東商事㈱(熊本県熊本市)専務取締役、令和2年3月、九州木材資源リサイクル協会の副会長に就任

就任期日：令和2年5月28日

任 期：令和3年6月5日まで

第 8 号議案

「役員報酬等に関する規程」の変更

法人名 特定非営利活動法人

全国木材資源リサイクル協会連合会

住 所 東京都中央区日本橋小伝馬町 16-8 共同ビル 6 階

(変更内容は太字・一は削除)

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会(以下「連合会」という。)の役員報酬等について定めることを目的とする。

(役員)

第 2 条 この規程で定める役員とは、連合会の理事及び監事とする。

(報酬等の支給)

第 3 条 理事のうち専務理事には、報酬、調査研究に係る報償費及び通勤に要する費用を支給する。

2 他の理事は、無報酬とする。

3 監事は、無報酬とする。

(報酬基本月額)

第 4 条 専務理事の報酬基本月額は、月額 200,000 円とする 本人の職務内容、経験、技能、勤務成績、年齢等を考慮して別表により理事長が各人ごとに決定する。

~~2~~ 理事長は専務理事の月額報酬を報酬基本額の 100 分の 75 から 125 の範囲内において、子算の範囲内で支給することができる。

(報償費)

第 5 条 ~~削除~~ 理事長は専務理事に調査研究に係る報償費を支給することができる。~~ただし、報償費は月額 30,000 円を限度とする。~~

(報酬及び報償費の支給日及び支給方法)

第 6 条 報酬及び報償費は毎月 1 日から末日までの分を翌月 5 日に支給する。

2 前項の支払日が休日にあたるときには最も近い休日でない日に支給する。

(通勤に要する費用の額)

第7条 通勤に要する費用の額は運賃等の額に相当する額とし、1か月当たりの支給限度額を20,000円とする。

(日割り計算)

第8条 次の各号に該当する場合は、報酬及び通勤に要する費用の額を日割り計算により算出し支給する。

- (1) 専務理事が新たに就任した場合
- (2) 専務理事が退職した場合

(報酬の支払い方法と控除)

第9条 報酬は、役員に対し、口座振り込み又は通貨で直接その全額を支給する。ただし、源泉所得税及び社会保険料は、報酬から控除するものとする。

(その他)

第910条 その他本規程に定めなき事項については理事長の定めるところによる。

別表 報酬月額

号給	金額	備考
1号給	150,000円	
2号給	160,000円	
3号給	170,000円	
4号給	180,000円	
5号給	190,000円	
6号給	200,000円	
7号給	210,000円	
8号給	220,000円	
9号給	230,000円	
10号給	240,000円	
11号給	250,000円	

附 則

- 1 この規程は、平成28年6月8日より施行する。
- 2 令和2年5月29日改正 第3条、第4条、第5条、第6条、第9条、第10条及び別表

第9号議案

「職員の給与に関する規程」の変更

法人名 特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
住 所 東京都中央区日本橋小伝馬町 16-8 共同ビル 6 階

〈変更内容は太字・一は削除〉

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会（以下「連合会」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当
- (3) その他手当
- (4) 時間外勤務手当
- (5) 休日勤務手当
- ~~(6) 深夜勤務手当~~

(給与の計算期間及び支払日)

第3条 給与は、毎月末日に締切り、翌月5日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは最も近い休日でない日に支給する。

2 計算期間中の途中で採用され、又は退職した場合の給与は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支給する。

(基本給)

第4条 基本給は月額給又は時間給とし、本人の職務内容、経験、技能、勤務成績、年齢等を考慮して、別表1又は別表2により理事長が各人冊ごとに決定する。

~~2 理事長は別表1の基本額を100分の75から125の範囲内において、予算の範囲内で支給することができる。~~

(昇 給)

第5条 昇給は、~~別表2について原則年1回1号給行うものとする。ただし、連合会の業績に著しい低下その他やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。~~

~~2 前項のほか、特別に必要がある場合は、臨時に昇給を行うことがある。~~

3 ~~昇給額は、職員の勤務内容、経験、技能、勤務成績、年齢等を考慮して別表1又は別表2により~~理事長が各人ごとに決定する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、通勤に要する実費を支給する。ただし、支給額は月額 20,000 円までとする。

(その他手当)

第7条 その他手当は、原則として毎年4月及び10月に在籍する職員に対し、福利厚生を目的として4月及び10月の給与支給日に支給することができる。

2 前項の額は1回50,000円までとする。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当)

第8条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当は次により支給する。

① 時間外勤務手当 法定労働時間（原則として1日8時間、週40時間）を超える時間外労働については25%の割増手当を支給する。

② 休日勤務手当 法定休日（4週4日の休日が付与できないとき）については35%の割増手当を支給する。

③ ~~深夜勤務手当~~ 勤務時間が深夜（午後10時から午前5時）にあたる場合については25%の手当を支給する。

(給与の支払い方法と控除)

第9条 給与は、職員に対し、口座振り込み又は通貨で直接その全額を支給する。ただし、源泉所得税及び社会保険料は、給与から控除するものとする。

(退職手当)

第10条 ~~削除~~ 退職手当は支給しない。

(その他)

第11条 その他本規程に定めなき事項については理事長の定めるところによる。

別表1

月 額 給	基 本 額	備 考
1 等 級	100,000 円	
2 等 級	150,000 円	
3 等 級	200,000 円	

↓

別表1 月額給

号 給	金 額	備 考
1 号 給	100,000 円	
2 号 給	110,000 円	
3 号 給	120,000 円	
4 号 給	130,000 円	
5 号 給	140,000 円	
6 号 給	150,000 円	
7 号 給	160,000 円	
8 号 給	170,000 円	
9 号 給	180,000 円	
10 号 給	190,000 円	
11 号 給	200,000 円	

12号給	210,000円	
13号給	220,000円	
14号給	230,000円	
15号給	240,000円	
16号給	250,000円	

別表2

時間給	金額	備考
1号給	1,000円	採用時
2号給	1,050円	採用から3か月経過後
3号給	1,100円	採用から1年3か月経過後
4号給	1,120円	
5号給	1,140円	
6号給	1,160円	
7号給	1,180円	
8号給	1,200円	
9号給	1,220円	
10号給	1,240円	
11号給	1,260円	
12号給	1,280円	
13号給	1,300円	

〇

別表2 時間給

号給	金額	備考
1号給	1,100円	
2号給	1,120円	
3号給	1,140円	
4号給	1,160円	
5号給	1,180円	
6号給	1,200円	
7号給	1,220円	
8号給	1,240円	
9号給	1,260円	
10号給	1,280円	
11号給	1,300円	

附 則

- 1 この規程は、平成28年6月8日から施行する。
- 2 平成29年5月19日改正 第4条、第5条、第9条及び別表
- 3 令和2年5月29日改正 第2条、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、第11条及び別表